

香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和8年3月3日（火）14時00分

場所 香川用水資料館 1階 多目的室

議 題

- 1 令和7年度明るい選挙推進事業の実施状況について
- 2 令和8年度明るい選挙推進事業計画（案）について
- 3 令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙臨時啓発事業計画（案）について
- 4 その他

◎配付資料目次

資料1	香川県明るい選挙推進協議会委員名簿	1
資料2	香川県明るい選挙推進協議会会則	2
資料3	令和7年度香川県明るい選挙推進事業実施状況	3
資料4	令和8年度香川県明るい選挙推進事業計画（案）	9
参考資料1	令和8年度方針について	14
資料5	令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙の概要	18
資料6	令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙 臨時啓発事業計画（案）	23
参考資料2	選挙啓発動画コンテストについて	27
資料7	令和7年執行の選挙及び令和8年執行予定の選挙	28
資料8	香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等	30

香川県明るい選挙推進協議会委員名簿

	出欠	氏 名	職 名 等
会長	出	すず き まさ ゆき 鈴木 正行	香川大学教育学部教授
副会長	出	にし かわ よし こ 西川 佳子	香川県連合青年会監事
	出	い どう ゆう すけ 伊藤 佑将	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット マネジャー
	出	いの うえ さとる 井上 悟	高松市選挙管理委員会委員長
	欠	おお ばえ なお き 大生 直樹	香川県公民館連絡協議会副会長
	出	おか もと ゆき え 岡本 幸江	日本放送協会高松放送局長
	欠	くさ なぎ めぐみ 草薙 めぐみ	認定 NPO 法人子育てネットくすくす理事長
	欠	くめ い ひろ ゆき 糸井 弘之	四国新聞社編集局長兼論説委員長
	出	さん がわ ほの か 寒川 歩夏	香川大学教育学部学生
	出	たか ぎ み え こ 高木 美恵子	観音寺市女性地域活動隊理事
	欠	てら だ しん や 寺田 真也	まんのう町明るい選挙推進協議会委員
	欠	なか むら ひろ たか 中村 弘孝	香川県警察本部刑事部長
	欠	やま じ かず こ 山地 和子	東かがわ市明るい選挙推進協議会委員
	欠	わ け つよし 和家 剛	西日本放送執行役員報道制作局長兼香川報道制作部長
	欠	わ だ とも き 和田 友樹	香川県教育委員会教育次長

任期：令和7（2025）年2月1日～令和9（2027）年1月31日

香川県明るい選挙推進協議会会則

(目 的)

第 1 条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、高松市番町四丁目 1 番 1 0 号香川県庁内に置く。

(事 業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

(組 織)

第 4 条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

(幹 事)

第 7 条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第 8 条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

(補 則)

第 9 条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 3 6 年 1 2 月 2 0 日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

附 則

この会則は、昭和 4 9 年 5 月 9 日から施行する。

令和7年度香川県明るい選挙推進事業実施状況

(令和8年3月3日現在)

1 高校生に対する啓発事業

各市町明るい選挙推進協議会・各市町選挙管理委員会との共催で、県内の高等学校及び特別支援学校等において選挙講義、模擬投票を実施した。

(高等学校等)

開催年月日	開催場所	対象者等
令和7年10月2日(木)	高松第一高等学校	2年生 260名
令和7年10月9日(木)	善通寺支援学校	高等部1～3年生 28名
令和7年10月16日(木)	Ⓝ高瀬高等学校	2年生 123名 ※衆議院小選挙区・比例代表の模擬投票を実施
令和7年11月19日(水)	高松商業高等学校	2年生 297名
令和7年12月17日(水)	坂出商業高等学校	2年生 157名
令和7年12月18日(木)	香川中部支援学校	2年生 53名
令和7年12月19日(金)	Ⓝ小豆島みんなの支援学校	高等部1・3年生 2名 (中学部：4名)
令和8年2月18日(水)	坂出高等学校	2年生 243名
令和8年2月20日(金)	Ⓝ聴覚支援学校	高等部1～3年生 9名

(税務署による租税教室との共同開催)

開催年月日	開催場所	対象者等
令和7年10月17日(金)	香川高等専門学校 (詫間キャンパス)	2年生 123名

※ 以下、申し込みがあったが衆院選の選挙用務のため中止。

開催予定年月日	開催予定場所
令和8年1月22日(木)	琴平高等学校
令和8年1月23日(金)	香川東部支援学校
令和8年1月29日(木)	香川丸亀支援学校

令和8年2月3日(火)	㊦ 香川西部支援学校
令和8年2月12日(木)	坂出第一高等学校
令和8年2月13日(金)	津田高等学校

2 小・中学生に対する啓発事業（市町出前授業推進事業）

各市町において、啓発事業のノウハウを修得し、単独で啓発事業を行うことができるようにするため、小学校への出前授業を共催で実施した。

開催年月日	共催市町	開催場所	対象者等
令和7年5月28日(水)	多度津町	㊦ 四箇小学校	6年生 50名
令和7年5月28日(水)	多度津町	㊦ 白方小学校	6年生 6名
令和7年6月2日(月)	まんのう町	㊦ 四条小学校	6年生 39名
令和7年6月20日(金)	なし(県単独)	㊦ 香川大学教育学部 附属高松小学校	6年生 34名 ※引き続き、参院選の啓発に参加
令和7年12月19日(金)	小豆島町	㊦ 小豆島みんなの 支援学校	中学部1～3年生 4名 (高等部：2名)
令和8年1月17日(土)	多度津町	㊦ 多度津小学校	6年生 39名 ※授業参観

また、以下のとおり、市町選管単独で出前授業を実施したという報告を受けている。

開催年月日	主催市町	開催場所	対象学年
令和7年5月12日(月)	さぬき市	㊦ 長尾小学校	6年生
令和7年9月6日(土)	東かがわ市	引田小学校	5・6年生
令和7年10月4日(土)	東かがわ市	大内小学校	4年生
令和7年10月15日(水)	坂出市	白峰中学校	3年生
令和7年12月9日(火)	多度津町	㊦ 豊原小学校	5年生

※R6：市町単独分5校（6回）、共催分2校

3 大学生・短大生に対する啓発事業

香川大学において選挙啓発出前授業を実施した。

開催年月日	開催場所	内容及び参加者
令和7年4月28日(月)	香川大学	選挙講義、ディスカッション(被選挙権年齢引き下げについて) 対象:「政治過程論」履修者 (法学部の2~3年生 約140名)
令和7年6月4日(水)	⑧香川短期大学	選挙クイズ、まちづくりゲーム(政治シミュレーションゲーム)・発表 対象:「教養講座」の履修者約75名
令和7年11月12日(水)	⑧香川短期大学	選挙クイズ、まちづくりゲーム(政治シミュレーションゲーム)・発表 対象:「教養講座」の履修者約80名
令和7年11月18日(火)	香川大学	選挙講義、まちづくりゲーム(政治シミュレーションゲーム)・発表 対象:「社会科授業研究Ⅱ」(教員養成課程の履修科目)の履修者 (教育学部3年生 約29名)
令和7年11月25日(火)	香川大学	選挙講義、総務省作成主権者教育教材の紹介、グループディスカッション(義務投票制・電子投票等について) 対象:「社会科教育法」(中学校の教員養成課程の履修科目)の履修者 (教育学部2年生 約27名)

4 子育て世代に対する啓発事業

市町明るい選挙推進協議会・選挙管理委員会との共催で、児童館等での模擬投票を実施した。

開催年月日	開催場所	内容及び参加者
令和7年6月7日(土)	さぬきこどもの国 1階 科学工房前 (高松市)	模擬投票 対象:幼児とその保護者 約128名
令和8年1月28日(水)	⑧子育て広場くすくす・ 子どもライブラリー (善通寺市)	模擬投票 対象:乳幼児とその保護者 約21名

5 選挙啓発リーダー養成研修「選挙へ行こう！」

衆院選用務のため中止。

6 市町明るい選挙推進協議会委員等研修会

衆院選用務のため中止。

7 ポスター募集事業

区 分	小学校	中学校	高校	総数
応募学校数(校)	74	41	5	120
応募者数(人)	434	678	233	1345
二次審査(県審査)結果	最優秀 21点 優秀79点			
三次審査(全国審査)結果	文部科学大臣・総務大臣賞 2点 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連 合会会長賞 1点			
備 考	<p>○ 全国応募者数 103,745人 (全国審査結果) 文部科学大臣・総務大臣賞 18点 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会 連合会会長賞 60点</p> <p>○ 明るい選挙啓発ポスター展の開催</p> <p>① 香川県庁本館1階県庁ギャラリー 令和7年12月22日(月)～12月26日(金)</p> <p>② ゆめタウン丸亀 令和8年1月15日(木)～1月21日(水)</p> <p>③ 三豊市文化会館マリンウェーブ 令和8年2月16日(月)～2月19日(木)</p>			

10 中央研修会・ブロック研修会等への参加

会議名	開催年月日	開催地	参加者
地域コミュニティフォーラム(四国ブロック)	令和7年10月15日(水)	高知県	1名(事務局)
明るい選挙リーダーフォーラム(四国ブロック)	未定	高知県	2名(会長、事務局)

11 明るい選挙推進協議会の開催

開催年月日	開催場所	会議内容
令和7年 5月14日(水)	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回参議院議員通常選挙におけるキャッチコピーの選定について ・香川県明るい選挙推進協議会声明について
令和8年 1月14日(水)	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・第51回衆議院議員総選挙における臨時啓発事業計画について ・第51回衆議院議員総選挙におけるキャッチコピーの選定について ・香川県明るい選挙推進協議会声明について
令和8年 3月3日(火)	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度明るい選挙推進事業の実施状況について ・令和8年度明るい選挙推進事業計画について ・令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙臨時啓発事業計画(案)について

令和8年度香川県明るい選挙推進事業計画（案）

民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには、私たち県民の一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして選挙や政治に十分関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策に対して正しい見る目を持つことが重要である。

そのためには、選挙啓発事業を推進し、選挙が選挙人の自由な意思によって公正かつ適正に行われるよう政治意識の向上に努めるなど、明るい選挙推進運動を積極的に展開する必要がある。

こうしたことから、明るい選挙推進運動を効果的・効率的に推進するため、市町明るい選挙推進協議会と協力しながら、民間企業にも選挙啓発研修等への参加を呼びかけるとともに、県・市町教育委員会や税務署等の行政機関をはじめ、公民館や青年団体、NPOなどの地域団体が行う社会教育活動と連携して、さらに効果的な啓発活動に努めるものとする。

特に、若者の政治的無関心や選挙離れを考慮して、若年層をターゲットにした啓発事業を重点的に推進するものとする。

1 高校生に対する啓発事業

最近の各種選挙において若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う生徒を対象に、模擬投票などの選挙啓発を行い、選挙を身近に感じてもらうことにより、選挙や政治に対する意識を高める。

高校生に対する啓発事業は、市町明るい選挙推進協議会及び市町選挙管理委員会並びに香川県明るい選挙推進協議会及び香川県選挙管理委員会の共催で実施することを基本とする。

また、税務署による租税教室との共同開催や地域団体との協力等、他の行政機関や団体との連携も積極的に実施する。

主 催	各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会 香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	模擬投票、模擬開票、選挙学習、選挙クイズなど
参 加 者	高校生

2 小・中学生に対する啓発事業（市町出前授業推進事業）

投票率の低下傾向は全年代で見られるものの、特に若年層の投票率は著しく低い状態が続いている。この状況を改善するためには義務教育段階からの啓発に取り組むことが重要である。現在、小・中学生に対する啓発事業の実施を市町選管に働きかけているが、実施にあたってはノウハウの修得が必要であるため、市町が県と共催で小・中学生向けの事業を実施することや県による助言、資料提供等の支援を行うことでノウハウを修得し、各市町において単独で小・中学生への啓発事業を行っていけるようになることを目指す。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会 各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会
内 容	選挙講義、選挙クイズ、模擬投票など
参 加 者	県内の小学生及び中学生

3 大学生・短大生に対する啓発事業

最近の各種選挙において若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う大学生や短大生を対象に、選挙制度の説明やグループディスカッションを通して、選挙や政治に対する意識を高める。

なお、教育学部の授業においては、受講者が将来教師となった際に、授業づくりの一手法として模擬授業が取り入れられることも狙いとする。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	選挙講義、選挙クイズ、大学祭での啓発など
参 加 者	県内の大学生及び短大生

4 子育て世代に対する啓発事業

主権者教育における家庭教育の重要性に着目し、親子が一緒に参加できるような事業を実施し、家庭における政治教育のきっかけをつくることを目指す。

令和8年度は香川県知事選挙の周知啓発も兼ねて実施する。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会など
内 容	児童館における模擬投票など
参 加 者	幼児及びその保護者

5 教育委員会等と連携した啓発事業

教員を対象とした主権者教育推進のための研修会への講師派遣や教育委員会が主催する事業に便乗した啓発活動を実施する。

主 催	香川県教育委員会、各市町教育委員会、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会など
内 容	講師派遣、教育委員会が行う事業の参加者に対する啓発など

6 地域団体と連携した啓発活動

県内各市町の地域団体（老人会、婦人会、青年会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO等）と連携した啓発活動を実施する。

啓発活動の実施主体は地域団体で、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会はこの活動について啓発方法の助言や資料提供などの支援を行うとともに、地域団体が主催する事業に便乗した選挙啓発を実施する。

主 催	地域の各種団体、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	地域団体が実施する話し合い活動、街頭啓発、各種団体が行う事業の参加者に対する啓発など

7 選挙啓発リーダー養成研修「選挙へ行こう！」

次代を担う若年層（18～35歳）を対象に、選挙にかかる講義やワークショップ、ディベートなどによる議論を行うことにより、選挙や政治についての意識の高揚を図る。

なお、参加者の募集に当たっては、民間企業や大学・短大に積極的に働きかける。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	ディベート、ワークショップ、選挙講義、選挙学習など
参 加 者	明るい選挙を推進する青年として期待できる者 40名程度

8 市町明るい選挙推進協議会委員等研修会

市町明るい選挙推進協議会委員や市町選挙管理委員会委員、老人会、婦人会、青年会、コミュニティ団体、ボランティア団体のリーダー等を対象に、研修や情報・意見交換等を行うことにより、啓発活動のあり方や進め方についての理解を深める。

本研修会は、市町明るい選挙推進協議会及び市町選挙管理委員会が主体となって実施するものとするが、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会も共催し、この活動について助言や講師の派遣、資料提供等の支援を行う。

主 催	各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会 香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会 など
内 容	県下を2ブロック（東讃、西讃）に分け、隔年開催を基本とする。 プログラムについては、幹事市町を中心としてブロックごとに決定する（講演、選挙講義、ワークショップ等）。
参 加 者	市町明るい選挙推進協議会委員など

9 ポスター募集事業

将来の有権者である小学校の児童や中学校・高等学校の生徒から明るい選挙に関連したポスターを募集することにより、政治や選挙への関心を深めるとともに、明るい選挙啓発ポスター展を開催して、優秀作品を展示することにより、有権者に対し明るい選挙を呼びかける。

主 催	(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会 県・市町選挙管理委員会、県・市町明るい選挙推進協議会
内 容	県における第二次審査の優秀者及び最優秀者に賞状を贈る。 なお、優秀作品については、ポスター展での展示など、各種啓発事業に積極的に活用する。 【ポスター展の開催予定】 香川県庁 ※ 上記以外にも開催可能な会場を積極的に募集し、随時開催するものとする。

10 インターネットによる啓発事業

選挙管理委員会のホームページを随時更新し、選挙の基本的知識、寄附の禁止や各種選挙の執行日等を周知し、明るい選挙や投票総参加を呼びかける。

また、SNS（フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム）を活用し、啓発事業の紹介や投票総参加の呼び掛けを行うなど有権者等に選挙に対する関心を高めてもらうよう情報発信を行う。

内 容	令和8年執行予定の選挙、明るい選挙啓発ポスター展、過去の選挙結果一覧、任期満了日一覧、啓発事業の紹介 など
-----	---

11 メディアによる啓発事業

県の広報媒体を活用し、選挙制度の周知を行い、明るくきれいな選挙について呼びかけるとともに、特に若者に対し、選挙の意義や投票参加について訴える。

内 容	テレビ 「サン讚かがわPLUS（プラス）」 広報誌 「THE かがわ」 LINE公式アカウント 「LINEでかがわ」など
-----	--

12 市町明推協活動活性化支援事業

市町明るい選挙推進協議会の活動の活性化と組織化の促進を図るため、必要に応じて助言や資料提供等の支援を行う。

内 容	市町の依頼に応じ県選管書記の派遣、啓発資材等の貸出しや提供などを行う。
-----	-------------------------------------

13 中央研修会・ブロック研修会等への参加

(公財)明るい選挙推進協会等が主催する研修会等に積極的に参加し、また参加者を派遣することにより、明るい選挙推進のための知識・情報を修得する。

研修会等	全国フォーラム、明るい選挙リーダーフォーラム（四国ブロック）、地域コミュニティフォーラム（四国ブロック）、若者リーダーフォーラム（中国・四国ブロック）、選挙出前授業見本市、選挙啓発事務担当者研修会など
------	--

14 明るい選挙推進協議会の開催

明るい選挙推進運動についての方針等の決定や事業計画の立案・審議、市町明るい選挙推進協議会への助言等を行う。

15 その他

上記のほか、明るい選挙の推進に寄与する活動については、計画の有無に関わらず、積極的に実施する。

その結果、効果が高いと考えられるものについては、翌年度以降も継続的に実施する。

令和 8 年度の方針について

①小・中学生に対する啓発

令和 6 年度までの取組み・課題

- ・ 小・中学校への出前授業の実施件数が少ない。
- ・ 令和 4 年度より開始した市町出前授業推進事業により、市町選管が単独で出前授業が実施できるようになることで、小・中学校への出前授業件数の増加を図ることとする。

令和 7 年度の方針

- ・ 市町向け出前授業実施マニュアル等の作成。
⇒ 資料のひな型を提供し、実施までに必要な手順・準備時間・必要な人員等を明確化することで、市町単独で実施するハードルを下げる。

令和 7 年度の実績結果

- ・ 資料のひな型、実施までの流れ等について、実際の写真を多く用い、視覚的に分かりやすいかたちでマニュアル化し、市町及び市町内の各学校に配布した。
⇒ 市町選管担当からも好評（「具体的なイメージがしやすくなった」等）。
- ・ 実施市町数の増加。
＜共催分＞ 多度津町・まんのう町・小豆島町が県と共催で出前授業を実施（※全て新規）。
＜単独分＞ さぬき市、東かがわ市、坂出市及び多度津町において、市町選管単独で実施（※昨年度単独で実施した 3 市に加え、多度津町で新たに実施）。
- ・ 市町間で取組みの充実度に差はあるが、実施市町数は着実に増加している。

《参考》市町別出前授業実施件数（共催・単独計）（R 4～）

年度	高松	坂出	さぬき	東かがわ	三豊	土庄	小豆島	宇多津	多度津	まんのう	計
R 4						<u>1</u>					1
R 5			<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>						4
R 6	<u>2</u>	<u>1</u>		4				<u>1</u>			8
R 7		1	1	2			<u>1</u>		<u>4</u>	<u>1</u>	10

※他 7 市町は実績なし。

※二重下線＝最初の実施（各市町で、最初に実施する年度のみ県と共催している。）

令和 8 年度の方針

- ・ 市町明推協委員等研修会（※）の場を利用して、市町明推委員及び選管職員等を対象に、上記マニュアルを使用した講習を行う。あわせて、具体化したプロセスや生徒・先生の反応を紹介することで市町のモチベーションアップにつなげる。
（※令和 8 年度は、東讃・西讃ブロックの両方で開催。）

②投票に支援が必要な方に対する啓発

(高校生に対する啓発)

令和6年度までの取組み

- ・ 県内の特別支援学校において出前授業を行い、投票の方法や受けられる支援等について周知（保護者向けにも資料を配布）。
- ・ 模擬投票を通じて、支援が必要な生徒にも投票を体験していただく。
- ・ 県内特別支援学校においては、10校中4校で継続的に実施していた。

令和7年度の方針

- ・ 県立高校の校長会での周知や、より出前授業の内容をイメージしやすい資料を配布する等により、実施校増加を目指す。

令和7年度の実施結果

- ・ 10校中7校から申し込みがあり（新規は3校）、4校にて実施（3校は衆院選用務により中止）。

令和8年度の方針

- ・ 中止となった3校に対して実施を打診するとともに、校長会への出席等の実施数増加に向けた取組みを継続する。

③新有権者等への啓発

(高校生に対する啓発、大学生・短大生に対する啓発)

令和6年度までの取組み

【高校】

- ・ 選挙権年齢を控えた高校生に対し、模擬投票を含めた出前授業を行う。

【大学・短大】

- ・ 香川大学法学部・教育学部（主に3・4年生対象）にて、継続的に出前授業を行う。それぞれの学部の特徴にあわせた内容を組み立てる。

令和7年度の方針

【高校】

- ・ 実施校増加を目指すとともに、内容面においても、新有権者にとって必要な内容を伝えられるよう適宜内容を見直す。

【大学・短大】

- ・ 新たに香川短期大学で出前授業を行う。
- ・ 政策形成や投票等を実際に体験しながら政治・選挙を身近に感じてもらえるような授業を行う。

令和7年度の実施結果

【高校】

- ・ 高瀬高校で新規に実施（今後の継続にも前向き）。
- ・ 候補者情報の集め方を重点的に周知。併せて、メディアリテラシーに関する周知啓発も実施した。
（※香川短期大学においても同様の内容を周知）

【大学・短大】

- ・ 香川短期大学において、上半期と下半期で計2回実施。香川大学における啓発は継続。
- ・ これにより、社会科学専攻者等の、元から政治や選挙への関心が強い学生以外にも啓発を行うことができた。

令和8年度の方針

- ・ 18歳～20代前半の投票率が依然として低いことを踏まえ、上記の取組みを継続して行う。

④子育て世代への啓発

令和6年度までの取組み

- ・ 大型児童館「さぬきこどもの国」で、キャラクターによる模擬投票イベントを継続的に開催。
- ・ 参加者を増やすため、R6年度より土休日に開催。

令和7年度の方針

- ・ 参院選前に開催することで、参院選への投票参加の呼び掛けもあわせて行う。

令和7年度を取組結果

- ・ 「さぬきこどもの国」で6月7日(土)に模擬投票を実施。参院選への投票参加もあわせて呼び掛けた。
- ・ 投票者数は128人で、昨年度より16人増加した。
- ・ 新たに地域子育て支援拠点「子育て広場くすくす」(善通寺市)で、令和8年1月28日(水)に親子で参加する投票体験のイベントを実施。隣接する会場で同日から期日前投票が始まった衆院選の投票を呼び掛けるとともに、親子連れ投票ができることを周知した。
- ・ アンケートを取ったところ、親子連れ投票ができることで投票に行きやすくなるとの声が多数寄せられた。また、親子連れで投票できることを知らなかった人も一定数いた。
- ・ このほか、多度津町立多度津小学校で初めて、授業参観日に出前授業(模擬投票)を実施した。

令和8年度の方針

- ・ さらに親子連れ投票の周知啓発につとめる。
- ・ 知事選への投票参加の呼びかけも兼ねて、選挙前時期のイベント開催を目指す。

令和 8 年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙の概要

香川県選挙管理委員会

1 選挙の期日（公職選挙法第33条、第113条）

① 香川県知事選挙

令和 8 年 月 日（ ）

任期満了による選挙は、任期満了の日（令和 8 年 9 月 4 日）前 30 日以内に行う。

② 香川県議会議員補欠選挙

公選法 113 条第 3 項の規定に基づき、知事選挙に便乗して執行する。

○ 令和 5 年 8 月 29 日 死亡による欠員

丸亀市選挙区 山本直樹

2 選挙区及び選挙すべき議員の数【香川県議会議員補欠選挙】

丸亀市選挙区 1 人

3 選挙の期日の告示（公選法第33条、第34条）

選挙の期日は、少なくとも 17 日前に告示（香川県知事選挙）

選挙の期日は、少なくとも 9 日前に告示（香川県議会議員補欠選挙）

4 被選挙権（公選法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政治資金規正法第28条）

日本国民で年齢満 30 年以上のもの（香川県知事選挙）

香川県議会議員の選挙権を有する年齢満 25 年以上の者（香川県議会議員補欠選挙）

ただし、いずれの場合も、欠格要件該当者を除く。

5 立候補届出期間（公選法第86条の4）

選挙の期日の告示日の 1 日限り

ただし、補充立候補は選挙の期日前 3 日まで

6 供託の額（公選法第92条）

300 万円（香川県知事選挙）

60 万円（香川県議会議員補欠選挙）

7 選挙運動（主なもの）

(1) 選挙運動の期間（公選法第129条）

立候補届出のあった日から選挙の期日の前日まで（香川県知事選挙：17 日間、香川県議会議員補欠選挙：9 日間）

(2) 選挙事務所の数（公選法第131条）

1 箇所

- (3) 自動車、船舶及び拡声機の使用（公選法第141条、公営条例2条）
- ① 自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを使用できる。
ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用できる。
 - ② 自動車の使用については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。
- (4) 文書図画の頒布（公選法第142条）
- ① 通常葉書
4万枚以内（香川県知事選挙）
8千枚以内（香川県議会議員補欠選挙）（いずれも無料交付）
 - ② 選挙運動用ビラ
13万枚以内（香川県知事選挙）
1万6千枚以内（香川県議会議員補欠選挙）
いずれも県選管交付の証紙を貼付した2種類以内。規格、頒布方法等に制限がある。
作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。
※香川県議会議員選挙における選挙運動用ビラは、平成30年の公選法改正により、平成31年執行香川県議会議員選挙から頒布が可能となっている。
- (5) インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布（公選法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条）
ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。
- ① ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布
ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。
候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。
 - ② 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布
電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。
 - a 候補者・政党等に限って頒布することができる。（一般の有権者は引き続き禁止）
 - b 送信先に一定の制限がある。
選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、
 - ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者
 - ・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対してのみ送信できる。

- (6) 文書図画の掲示（公選法第143条、第144条の2、ポスター条例1条、公営条例9条）
- ① ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
選挙事務所、自動車（船舶）及び個人演説会につき掲示できる。
ただし、規格、枚数等に制限がある。
 - ② 選挙運動用ポスター
ア 公営ポスター掲示場にのみ掲示できる。（規格等に制限がある。）
イ ポスターの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。
《参考》ポスター掲示場数 令和8年執行衆議院議員総選挙 2,660箇所
令和5年執行香川県議会議員選挙
丸亀市選挙区 233箇所
- (7) 新聞広告（公選法第149条、公選法施行規則第19条）
- 4回以内（無料）（香川県知事選挙）
 - 2回以内（有料）（香川県議会議員補欠選挙）
- (8) 政見放送（公選法第150条）【香川県知事選挙のみ】
- ① テレビ及びラジオを通じて8回
 - ② 1人1回につき5分30秒以内（無料）
- ※ スタジオ録画方式のみ。候補者自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付すことができる。県が経費を負担する。
- (9) 経歴放送（公選法第151条）【香川県知事選挙のみ】
- ① NHKテレビにより1回及びNHKラジオによりおおむね5回並びにNHK及び基幹放送事業者がテレビで政見放送をする直前に行う。
 - ② 1人1回につき30秒以内（無料）
- (10) 公営施設使用の個人演説会（公選法第161条、第163条、第164条）
- ① 開催日前2日までに申出
 - ② 同一施設ごとに1回を限り無料
- (11) 街頭演説（公選法第164条の5、第164条の6、第164条の7）
- ① 県選管交付の標旗の掲出
 - ② 選挙運動に従事する者は腕章を着用した15人以内
 - ③ 午前8時から午後8時まで
- (12) 車上の連呼行為（公選法第140条の2）
- 午前8時から午後8時まで

- (13) 選挙公報（公選法第167条、第168条、第172条の2、公報条例）
告示日から2日間に県選管に申請（香川県知事選挙）
告示日に県選管に申請（香川県議会議員補欠選挙）

8 法定選挙運動費用（公選法第194条、公選法施行令第127条）

選挙運動に関する支出金額は、次の算式により求められた額以内

選挙人名簿登録者数 × 7円 + 2,420万円（香川県知事選挙）

《参考》令和4執行香川県知事選挙 29,859,100円

$$\frac{\text{当該選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 83\text{円} + 390\text{万円} \quad (\text{香川県議会議員補欠選挙})$$

《参考》令和5年執行香川県議会議員選挙
丸亀市選挙区 5,806,300円

9 法定得票数（公選法第95条）

次の算式により求められた得票数以上でなければ、当選人となることができない。

有効投票の総数の4分の1（香川県知事選挙）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1/4 \quad (\text{香川県議会議員補欠選挙})$$

10 供託物没収点（公選法第93条）

次の算式により求められた得票数に達しないときは、供託物は没収される。

有効投票の総数の10分の1（香川県知事選挙）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1/10 \quad (\text{香川県議会議員補欠選挙})$$

11 政治活動の態様（公選法第201条の8、第201条の9、第201条の10、第201条の11）

- ① 確認団体の政治活動として認められるポスター及びビラは、所属候補者又は支援候補者（香川県知事選挙のみ）の選挙運動のために使用することができる。ただし、当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

- ② 確認団体は、政談演説会及び街頭政談演説において、政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の選挙運動のための演説もすることができる。
- ③ 一の政党その他の政治団体は、それぞれの選挙の確認団体となることができ、それぞれの規制に従って政治活動を行うことができる。

凡 例

- 公選法 … 公職選挙法
- ポスター条例 … 香川県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 公営条例 … 香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 公報条例 … 香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙臨時啓発事業計画（案）

第1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、有権者一人ひとりがこの選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。

このため、今回の選挙が、有権者が自らの意思を表明する大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

さらに、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

臨時啓発事業の内容は本計画を基本とするが、効果的な啓発となるよう不断の見直しを行い、必要に応じて変更するものとする。

第2 キャッチコピー

「 臨時啓発業務企画提案書審査会（プロポーザル）において選定 」

第3 重点事項

1 明るい選挙の推進

有権者に対し、今回の選挙についての重要性を認識し、候補者の人物や政見を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、主権者としての自覚を持って自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者等に対しても、寄附に関する制限や選挙妨害の禁止など法令の規定を遵守し、政見や政策を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

選挙は、県民が県政に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる県民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票総参加を推進する。

また、期日前投票制度や不在者投票制度など投票環境の向上のために創設された制度について周知を行う。

3 若年層を対象とした啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした情報発信ツールを積極的に活用する等、若年層に重点を置いた啓発事業を実施する。

新たに若年層をメインターゲットとした選挙啓発動画コンテストを実施し、優秀作品を各種SNSにおいて公開することで、投票日に向けた県民参加による機運醸成を図る。優秀作品は、別途開催する明るい選挙推進協議会において選定する。

4 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、親子連れ投票等子育て世代に対する啓発事業を実施する。

5 県議会議員補欠選挙に係る周知

知事選挙にあわせて県議会議員補欠選挙が行われる関係市町においては、知事選挙との告示日や期日前投票が可能な期間の違いを周知するとともに、無効投票の減少を図るため、投票の順序、投票用紙の色等についても周知徹底する。

第4 臨時啓発事業の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開する。
- 2 県及び市町の選挙管理委員会は、各報道機関に対して、臨時啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、この運動に対する県民の理解が深まるように努める。

第5 臨時啓発事業の内容

1 県が行う事業

(1) 特設サイトやSNSなどインターネットによる啓発

特設サイトを開設して、投票日・投票時間及び期日前投票ができる期間等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、同様の周知や明るい選挙の推進についての呼びかけを行う。

(2) テレビ・ラジオ・新聞による啓発

テレビ放送、ラジオ放送及び新聞を通じて、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。広告による周知は、効果的なものになるよう、媒体・方法・回数等を検討するものとする。

(3) ポスター・チラシ等による啓発

投票日等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加を呼びかけるポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、若年層を中心に多くの人々が使用する鉄道・バスの車内や駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関並びに大学等の教育機関等に配布し、多くの人々の目に触れる場所への掲出を依頼する。掲出先については、効果的なものになるよう検討するものとする。

また、チラシのうち、一般配布用チラシについては、県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布するとともに、市町の協力を得て県内全戸に配布できるよう配慮する。

親子連れ投票チラシについては、県内の小学校等の児童を通じてその保護者に一般配布用チラシを配布する際にあわせて配布する。

種 別	作製枚数 (予定)	掲示期間等 (予定)
一般掲示用ポスター	1,300枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	450枚	投票日までの12日～15日間
一般配布用チラシ	570,000枚	県内全戸配布 県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布
親子連れ投票チラシ	52,000枚	県内の小学校等の児童を通じてその保護者に配布

(4) 立看板・懸垂（横断）幕による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数 (予定)	設置場所 (予定)	設置期間 (予定)
立看板	3基	県庁舎前・瓦町駅前広場	選挙期間中
懸垂（横断）幕	46流	市町庁舎・県広報船等	

(5) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台数 (予定)	期間 (予定)
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	選挙期間中3日間

(6) 公用車へのボディーパネルの貼付による啓発

県・市町の使用する公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作 製 枚 数 (予 定)
県・市町公用車	170枚

(7) イベントでの啓発

県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会等が共催して、既存のイベントを有効活用しながら、人が多く集う場所において、県民に対して直接投票への参加を呼びかける。

(8) 店内放送・レシート広告による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(9) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(10) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用にバナーを作製し、県・市町ホームページ等に掲載して、香川県選挙管理委員会の香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙特設サイトへのリンクを設定することにより明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(11) その他

市町（選挙管理委員会、市町教育委員会等）などの協力を得て、各種啓発を行う。

2 市町に協力を求める事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂幕等による啓発

キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂幕等を設置し、投票日を周知するとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線等による啓発

投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) 啓発チラシの配布による啓発

選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、啓発チラシ（一般配布用チラシ）について、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。

選挙啓発動画コンテストについて

1 事業概要

- ・ 県民が臨時啓発に参加する手法として、従来のキャッチコピー（統一標語）募集に代えて行うもの。
- ・ 10代～20代をメインターゲットに15秒～30秒の啓発動画を募集し、優秀作品を選定の上、当該作品を、若年層が利用の中心となっているSNSで投稿する。

2 ねらい

- ・ 若者たち自身が投票を呼びかける主体となることにより、応募者の政治意識を高めるとともに、若い世代の接触率が高いSNSを通じて作品を投稿することで、視聴者への啓発を行う。

3 具体的な進め方

- 作品選定の方法
 - ・ **最優秀**1点と**優秀**3点を、別途開催する明るい選挙推進協議会において選定。
 - ・ **佳作**を事務局において選定（上記選定の候補とする）。
- 動画の秒数
 - ・ 十分な内容を含ませつつ視聴者によるスキップを防ぐため動画を15～30秒に統一（限定）する。
- 動画投稿の媒体及び方法
 - ・ ショート動画投稿プラットフォームとして認知度の高いTikTok及びYouTubeショート、既存フォロワーが多いInstagramで投稿する。
 - ・ 公示日翌日に、**最優秀＋優秀**の計4作品をまとめて投稿。期日前投票の開始に合わせて機運を盛り上げる。
 - ・ 投票日までのカウントダウン（投票日まで○日）とともに、毎日別の動画を投稿（**佳作**を使用）。

令和 7 年 執 行 の 選 挙

長					議 会 議 員				
団 体 名	任 期 満了日	告示日	投票日	投票率等	団 体 名	任 期 満了日	告示日	投票日	投票率等
丸亀市	4.23	4.13	4.20	(無投票)	丸亀市 (定数24)	4.23	4.13	4.20	45.45
坂出市	6.3	5.11	5.18	(無投票)	坂出市 便乗補欠 1		5.11	5.18	22.60
観音寺市	11.19	11.9	11.16	57.64	観音寺市 (定数18)	11.19	11.9	11.16	57.64
土庄町	R8 1.21	12.23	12.28	59.58					
選 挙 名	任 期 満了日	関 係 市 町			公示日 告示日	投票日	投票率等		
参議院議員通常選挙	7.28	全 17 市町 (8 市 9 町)			7.3	7.20	56.46		

※ 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に執行されます。(公職選挙法第33条第1項)

令和 8 年 執行 予定 の 選挙

長					議 会 議 員				
団 体 名	任 期 満 了 日	告 示 日	投 票 日	投 票 率 等	団 体 名	任 期 満 了 日	告 示 日	投 票 日	投 票 率 等
三豊市	1. 29	1. 18	1. 25	(無投票)	三豊市 (定数20)	2. 11	1. 18	1. 25	58. 74
小豆島町	4. 22	4. 7	4. 12		小豆島町 (定数14)	4. 22	4. 7	4. 12	
綾川町	4. 22	4. 14	4. 19		綾川町 (定数14)	4. 22	4. 14	4. 19	
まんのう町	4. 22	4. 14	4. 19		まんのう町 (定数14)	4. 22	4. 14	4. 19	
善通寺市	5. 9	4. 12	4. 19						
さぬき市	5. 11	4. 19	4. 26						
直島町	5. 17	4. 21	4. 26						
琴平町	5. 31	5. 12	5. 17						
宇多津町	10. 19								
三木町	10. 22								
選 挙 名		任 期 満 了 日	関 係 市 町		公 示 日 告 示 日	投 票 日	投 票 率 等		
衆議院議員総選挙		解散	全 17 市町 (8 市 9 町)		1. 27	2. 8	56. 57%		
香川県知事選挙		9. 4	全 17 市町 (8 市 9 町)						
香川県議会議員補欠選挙 (丸亀市選挙区)		便乗補欠 1	丸亀市						

※ 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に執行されます。(公職選挙法第33条第1項)

※ 現時点での予定であり、状況により変更される可能性があります。

香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2. 公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。